

公共放送と民間放送の相互乗り入れによる競争の促進

これまで放送業務は、受信料収入に依存する公共放送（NHK）と、広告料などの商業収入に依存する民間放送（民放）を峻別する「二元体制」で進められてきた。この体制は、元来公共放送しか存在しなかった放送分野に民間放送が新規参入したという歴史を継承するものであり、放送業務が比較的単純であった時代には順調に機能していた。しかしながら、現代のように放送業務が複雑化し、また放送番組も多様化した時代においては、以下に述べるように、単純な二元体制では対応できない事情が生じている。（ア）公共的性格の強い放送番組（たとえば災害時の放送・ニュース、「公共的番組」）がNHKのみによって独占的に放送されなければならない理由はない。（イ）実際、公共的番組はNHKだけでなく、民放によっても放送されている。しかしながらこの場合、公共的番組の作成費用のすべてを商業収入によってまかなうことは困難であるから、他の番組からの収入を流用しなければならない。（ウ）他方NHKは、公共的番組だけでなく、公共的性格の低い放送番組（各種の「スポーツ・娯楽番組等」）も放送している。この場合、スポーツ・娯楽番組等に関する視聴者の嗜好は多様であるから、受信料収入が視聴者の平均的要求を満たすように支出されない可能性がある。（エ）NHK・民放各放送事業者の立場からすれば、自己の保有する放送番組作成のための資源（ヒト、モノ等）にはそれぞれ特色があり、これを公共的番組あるいはスポーツ・娯楽番組等の一方にかぎって使用するよりも、それぞれの得意を生かす目的のために柔軟に使用することが望ましい。（オ）NHKによる受信料収入の使用については競争要因がゼロに近く、その結果、（それと気づかぬ間に）NHKによる業務の進め方の一部、番組内容の一部に独善的傾向が生じている。このことは、今回の「受信料支払い拒否」の一因になったとも考えられる。

上記のことは、従来の放送「二元体制」に無理が生じていることを示しており、今後においてはさらにこれが増大するものと予測される。このことに対処するためには、以下の2方策（（カ）、（キ））の双方を実行することが考えられる。（カ）民放による公共的番組の放送について、受信料の一部を配分する。（キ）NHKによるプロスポーツ・娯楽番組等の放送について、スクランブル方式を導入し、またその経費に（スポンサー付広告を含む）商業収入を宛てることを認める。この2方策は、公共放送と民間放送が、いわば相互に乗り入れることを意味している。このことにより、受信料の使用に競争要因を導入して視聴者の要求により良く応える公共的番組の供給を実現させ、またNHK・民放双方が持つ資源のより効率的な利用を促進して、放送分野全体の発展を図ることができる。

（参考：上記2方策は、国際的観点からすればとくに珍しいことではない。公

共放送事業者の収入に占める受信料収入の割合は、わが国（NHK）において90%を超えるが、これは先進国では例外的に高い数値である。公共放送が商業放送を行う国も少なくない。）

しかしながら、上記（カ）（キ）の2方策の実施には、いくつかのハードルをクリアしなければならない。まず、（ク）受信料の配分方式を具体化する必要がある。（ケ）それぞれの放送事業者において、受信料収入・商業収入という異なる収入源による放送番組の間の「内部相互補助（たとえば受信料収入を娯楽放送に流用する）」を防止する措置を講ずる必要がある。そのためには、受信料の配分を受ける放送事業者において、配分対象となる公共的番組の作成経費の詳細が公開されていなければならない。（コ）激変による不要な混乱を避けるため、「相互乗り入れ」は段階的に進行させる必要がある。とりわけ、地上波デジタル放送への移行が完了する予定の2011年までは、放送事業者の負担を考慮して乗り入れを最小限に留めるべきである。

上記を勘案し、また準備に時間がかかることを考え、「公共放送と民間放送の相互乗り入れによる競争の促進」に必要な措置の検討を早期に開始すべきである。